

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和7年12月26日(金)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階大会議室
出 席 委 員	10名(3・5・6・7・8・9・10・11・12・14番)
欠 席 委 員	4名(1・2・4・13番)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法3条に基づく許可について 第4 議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 景山 貴文 書記 塚原 誠
議長	開会 9時30分 ただ今から令和7年度第9回飯南町農業委員会総会を開催致します。
議長	(議長からあいさつがなされたのち、出席委員10名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に3番委員、5番委員が指名された。) それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
議長	(農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について資料に基づき説明。) (農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について資料に基づき説明。)
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。
議長	議第1号 農地法3条に基づく許可について
議長	議第1号 農地法3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 農地法3条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。 受付・申請番号253-13号 譲渡人の住所氏名 XXXXXXXXXX

	<p>譲受人の住所氏名 [REDACTED]</p> <p>申請の土地 [REDACTED] 他6筆</p> <p>現況地目 田及び畑</p> <p>登記簿地目 田及び畑</p> <p>合計面積 17164.91㎡</p> <p>種類 所有権移転</p> <p>対価 売買</p> <p>期間 許可の日から永久</p> <p>譲渡理由 申請地は相続により取得した土地で、譲渡人は[REDACTED]に居住し、当町に帰る気はない。令和[REDACTED]年には、居宅と敷地及び山林の一部を、令和[REDACTED]年には農地の一部を譲受人に移転している。この度、譲受人からの申出により、周囲の土地も含めて購入することとし、本件許可申請に及んだ次第。</p> <p>譲受理由 譲受人の申出による。</p> <p>備考 ー</p> <p>7ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。</p> <p>議長 ありがとうございます。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。</p> <p>[REDACTED]委員 先ほど説明があった土地は、ここの世帯主が亡くなられて[REDACTED]さんが相続されていますが、[REDACTED]さんが全て耕作されておられ、今回ご購入ということで報告を受けております。以上です。</p> <p>議長 ありがとうございます。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。</p> <p>議長 9.91平方メートルの土地は墓地ですか。納骨堂の跡だと思えますが、納骨堂は撤去してありますか。</p> <p>[REDACTED]推進委員 撤去してあります。</p> <p>議長 わかりました。</p> <p>議長 その他、何かありませんか。 (質疑なし)</p> <p>議長 質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p>
--	--

議長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、議第1号は原案どおり可決いたしました。</p> <p>議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について</p>
議長	<p>議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について、本日は11件の申請が出ています。 (別添の農用地利用集積等促進計画書に基づき説明。) 12～16ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。</p>
委員	<p>整理番号1～2番ですが、■■■さんとしまね農業振興公社及び■■■さんと3者では予めより貸借関係がございまして、この度貸借期限が満了しましたので更新するものです。これについては確認しておりますのでよろしくをお願いします。</p>
■■■推進委員	<p>整理番号3～5番ですが、■■■さんと直接貸借を行っていましたが、法律改正に基づき間にしまね農業振興公社が入ったということです。現状は変更ありません。作付けも水稻ということで話を聞いております。以上です。</p>
■■■推進委員	<p>整理番号6～7番ですが、■■■に現地確認に伺いまして、貸し手の■■■さんと確認しました。管理されており問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
■■■推進委員	<p>整理番号8～9番ですが、■■■さんは■■■の方におられまして、■■■さんが引き続き利用権設定を行うということで現地確認をしまして問題ありませんのでよろしくをお願いします。</p>
■■■推進委員	<p>整理番号10～11番ですが、■■■月■■■日に■■■委員と■■■さんのところに行って確認しました。引き続き■■■さんに作ってもらいということでよろしくをお願いしますということでした。■■■さんも自宅に行って確認しました。引き続き受けるということでしたのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。 (質疑なし)</p>

議長	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、議第2号は原案どおり可決いたしました。以上をもちまして、議案審議を終了します。続きまして情報提供をお願いします。</p>
事務局	<p>情報提供をさせていただきます。 (「1月総会・懇親会」、「農作業標準賃金・作業標準料金」、「農業リーダーズサミット2025」、「地域計画ブラッシュアップ」について説明。)</p>
議長	<p>質問がありましたらお願いします。</p>
■委員	<p>作業料金について、去年ある程度事務局で1つのルールに従って計算してみることにされましたが、それはきちんと引き継ぎはできていますか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
■委員	<p>その資料は提供してもらえますか。</p>
事務局	<p>はい。農機具料金の推移とかの資料を揃えて、それを根拠にして事務局としてはこう考えますという資料にして、来月の総会でお示ししたいと思います。</p>
■委員	<p>経営的な計算をしてみるとということでお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p>
■委員	<p>それから地域計画ですが、1点目は担当者はどういう考えですか。</p>
事務局	<p>基本的に昨年ご対応いただいた方で、中山間地域等直接支払交付金事業の集落協定単位でご対応いただいた方に送らせていただきます。自分が対応すると言われた方もおられますので、そういった方についてはその方に送らせていただきます。</p>
■委員	<p>担当者を明確にしておかないと、どうも説明会をしたときにいろんな役職の方に案内しましたが、担当者を明確にしていないような気がします。</p>
■委員	<p>私はどこも中山間地域等直接支払交付金事業の会長に送ってい</p>

事務局	<p>ると思ってました。</p> <p>地区によって明確でないところもありますので、明確にするようにしたいと思います。</p>
■ 委員	<p>これからもずっと続くことなので、明確にしておいた方が良くと思います。それから、地域計画検討会はこういったメンバーですか。</p>
事務局	<p>飯南担い手協議会の会長・副会長、女性農業者、飯南営農経済センター、島根県東部農林水産振興センター雲南事務所の職員などです。これまでの人・農地プラン検討会が地域計画検討会に変わりましたが、メンバーはそのまま変わりません。</p>
■ 委員	<p>検討会では何を検討していますか。</p>
事務局	<p>地域計画の妥当性について委員の皆さんに審査検討していただいて、妥当ということであれば今後関係機関の意見聴取という流れに移っていく予定です。</p>
■ 委員	<p>目標地図に位置付けられた担い手が本当にやっつけられるかどうかというのはすごく大事なところだと思います。要望として、よくよく今後に向けて指導も含めて内容を分析して今後の状況を検討してほしいと思います。</p>
事務局	<p>はい。ありがとうございます。</p>
■ 委員	<p>中山間地域等直接支払交付金事業がありますが、国が求めるように広域化で人手不足に対応するためにネットワーク化が進んでいくので、中山間地域等直接支払交付金事業の単位で話し合いをするのが一番良いです。そこに担当農業委員を入れるなどして作っていった方がベターだと思います。</p> <p>もう1つは農作業賃金ですが、赤字で令和7年度賃金は3割アップした金額ですよね。それを毎年やるんですか。</p>
議長	<p>一番のポイントは最低賃金が1032円に上がりました。それに併せて他の部分を一部見直しをする必要があるかどうかわかりませんが、最低賃金が上がって1000円というわけにはいきませんので、島根県の最低賃金を超えるように賃金を変える必要がありますが、最低賃金が上がっていけばいくほど賃金も変えていく必要があります。それと育苗料金が今950円～1000円ですが、JAが決定ではありませんが1300円くらいで既に来年度の注文を受けています。</p>
■ 委員	<p>値段を上げてもらわないと、育苗センターは町からの補助で全てを設備してやられます。我々は設備を全て自前で更新してやっ</p>

議長

ているので、何とか値上げしてもらわないと我々は受けていけなくなりそうです。1300円まではどうかと思いますが、それと最低賃金との関係でたたき台を作られますから、奥出雲と雲南のそれに近づけるような格好で、土地条件も奥出雲と同じような格好ですので、コストも飯南だけ特別に低いというわけでもありませんから、そこらも含めて検討してたたき台を作っていただければ、何回も行ったり来たりをしなくても良いので、それでたたき台を作ってください。

見合ったものを作ってくださいということですね。

委員

はい。それで一般作業ですが、軽作業もですが、最近畦畔草刈りの人が1500円～2000円、それから賃金が1000円。そこがどうかと思いますが、ちょっと調査して決めてもらえればと思います。高市政権で最低賃金1500円に向けて徐々に上げてこられると我々はしんどいですが。うちはだいたい1200円で、事業組合が時給1200円、草刈りの場合機械代は別です。草刈りの場合、■■■■さんも値上げしないといけないと言っていますから、情報を得てたたき台を思い切って作っていただいた方が協議が早く済みます。よろしくお願いします。

委員

米価がどうなるかわかりませんが、これまで米価が低い中で、決して民間の活力を削ぐということではなく本当にご苦勞をされていると思いますが、考え方はいろいろあると思います。例えば今言われたように町がJAに補助してという中で、それはある意味農家支援というところがあります。町が出すので安く農家へは提供してくださいという話もあるわけです。そこら辺は一概にこうだからこうということはないので、総合的にいろんなことを考えてやってもらわないといけないと思います。例えば農家支援に踏み込むということであれば、これまでそこまで踏み込んでないですが個人で育苗されるか購入される所を極端な話ですが支援するとか、そこらは基本的な考え方のところなので、単に民の方とJAという公の要素を含んだ町の管理の中で合わせるのが良いのか悪いのか、或いはもっと他に支援する方法があるのではないかと、そこまで十分考えないといけないと思います。農家支援について、また農業に対して総合的に飯南町としてどう考えるか、町としてのスタンスを持っていただきたいと思います。

議長

そのことについて1月の総会で協議することになっていますが、それまでに事務局案を皆さんに送らせてもらいますので、それを見て1月の総会でいろいろ意見を言っていただきますと、それを踏まえて2月の総会に向かって決定するという流れになると思います。それを見て皆さまにご判断いただければと思いますのでよろしくお願いします。

委員

メールアドレスがあるところは今後データでもらえないでしょ

うか。書き込むのにもメールで来ると提出するのにも楽ですし、それはお願いします。それからもう1つは、島根はそれほど熊の被害はないですが、被害の少ない地域、被害のあるところというのは、ゾーニング、緩衝地帯がないところというのは被害が多いですし、今後イノシシもですが昔みたいに芝草をしっかりと刈ってあれば被害はないですが、そういう対処をしなくてはいけなくなってから対処案を出すのではなくて、観光も含めてですが赤名トンネルから晴雲トンネルまで作物のためにも隣接する山林、緩衝地帯を設けるような事業をいっぺんにはならないですがやっていった方が良くと思いますので、今後ご検討いただきたいと思います。メッシュの管理もしっかりしないと、メッシュは張るけど藪でどうにもならなくなったり、そこらを考えていくと、稲作の関係もメリットが出てきますし、トンネルからトンネルまで花いっぱい運動にすれば観光資源にもなります。

議長

10月～12月が結構温度が高くてひこばえがかなり伸びています。美郷の方ではイノシシ、シカ、サルがひこばえの実を食べている状況です。その対策として秋にできるだけ打ち込みをしてくださいということで新聞等に載ってまして、飯南町ではまだそこまでではありませんが、一部ではイノシシやシカが噛んでいるということで、できるだけ対策をして動物に対して作物をある程度なくさない、と、どんどん入ってくるという状態が続くということが新聞に載ってましたので、皆さんも地区の皆さんに伝えていただければと思います。

議長

その他何かありませんか。

推進委員

農地パトロールが毎年ありますが、その関連のお願いですが、農地パトロールで非農地という判断が出てきます。それで非農地証明を発行するという流れになりますが、非農地証明を発行しても実際地権者の方が法務局へ地目変更の手続きに行って所定のことをされない限りは登記が田のままということになってまして、翌年もまた翌年も農地パトロールをすると田のままということで毎年同じ作業が出てきて、タブレットでやっていくにしてもそのところきちっとしていく必要があると思います。地権者の方ができないのであれば、農業委員会でまとめて行政のところで一括処理というのが支援としてできないだろうかというのをご提案です。県外でもそういった事例があるというのを聞いたことがありますし、勉強してみてもらえないでしょうか。当然私が隣の方を代わりに行ってあげようかとする行政書士の法律違反となってしまうので本人でないと手続きができませんが、行政であればその代行が認められる部分があるのではないかと思いますので、そういった形で整理していかないと農地パトロールの意味が薄いと思いますのでよろしくお願いします。

委員

登記には費用がかかりますか。

■ 推進委員	無料です。法務局の窓口でやってもらえます。
■ 委員	本人が行ってやってもらえますか。
■ 推進委員	本人か家族が行って書類を書いて出せばできますが、代わりの者が行くと代行で法律違反となります。行政書士に頼むとその分の手数料はかかります。
議長	本人も非農地証明をもらってもそれをどうしたら良いかわかりません。行政の方からこれを持って法務局に手続きに行ってくださいという話をすれば、先ほどの話で手続きをすれば費用がかかるということが頭にありまして、中々出向いていただけません。非農地判定は去年か一昨年に八神で結構していると思いますが、おそらくそれも宙に浮いたままです。本人が法務局に行き手続きしない限りは、非農地判定をしても台帳にはそのまま残りますので。法務局で非農地判定で原野とか山林とかされたら初めて飯南町の台帳に残ってきますので、非農地判定をしたらすぐに法務局に行ってもらった方が良いと思います。
■ 委員	非農地判定のことで教えていただければと思いますが、地目変更をするのに非農地証明でやる場合と4条申請でやる場合とどういう区別をしておられますか。
事務局	非農地証明は明らかに農地ではないというのを農業委員会で証明するので、現場がどうかというのが一つあります。4条申請は現状が農地であっても他のことに転用したいのでやらせてほしいということですので、こちらについては相当にハードルが高くなってきます。
■ 委員	ほ場整備したところはそうなるのですが、そうではないところで作付けをしているところがあります。例えばそういったところで1～2年作付けしなかったら非農地証明でできるということですか。
■ 推進委員	非農地証明したところは原則必ず法務局が見に来ます。それで確実に農地として使用できないという状況でないと認められないです。
■ 委員	木が大きくなっているとか。
■ 推進委員	そうです。
事務局	今言われたように判断基準がありますので。
■ 委員	法務局が見に来るのはわかりませんが、4条申請でするのも同じ

議長	<p>ことだと思いますが、農業委員会でどっちでやってもらうかというところを聞きたかったです。</p> <p>農業委員会で判断してやっても法務局が見に来てこれはだめだと言われたらなりませんので、農業委員会で下手な判断はできません。</p>
委員	<p>4条申請でやっても同じことが言えますか。最近非農地証明が多いと思って聞きました。</p>
委員	<p>公社が復田する事業がありますが使われていません。それと今ほ場整備されていますが、だいたい1～2反以内くらいで窪直しする事業で反当たり200万円くらいの事業で、それまでは自営でやらないといけないものは公社を頼んでも良いというのがあって、国に別に2窪を1窪にするとか費用がそんなにかからない事業がありますが、予算があって事業があるので役場は農政局に聞いて情報提供してもらわないと、公社に出せば良い、荒らせば良いという方向にばかり話が行きますから少し考えた方が良いでしょう。</p>
事務局	<p>先ほどまでの話で、メールによる資料送付を希望される方がおられるかどうかは、また来月のところで皆さまに希望調査をして希望される方にはメールで対応させていただければと思います。</p>
委員	<p>資料だところらのコピー代がかかりますので、提出物のデータをメールでください。</p>
事務局	<p>また確認の文書を出します。資料はタブレットにデータを飛ばせますが14台しかありませんので。</p> <p>続いて非農地証明の件ですが、法務局と行政とのやりとりで非農地にすることはできますが、人様の土地ですので勝手にしないというのがルールとして必要だと思います。ご承諾をいただければ行政でやりますという動きをしている市町も現状あります。飯南町もやるべきというご意見かと思っておりますので、前向きな検討をさせていただこうと思います。</p> <p>作業賃金の件につきまして、委員から上げてもらわないとやっていけないという話がありましたが、反対に上げられるとやっていけないというご意見もあると思っておりますので、どんどん事務局の方にご意見をいただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>その他何かございませんか。</p>
事務局	<p>来月の農業委員会総会ですが、1月22日（木）に飯南町役場2階大会議室で行います。この1年間ありがとうございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

議長

以上をもちまして総会を終了します。

終了時間 10時35分

会 長

3番委員

5番委員

農用地利用集積等促進計画画書

令和7年12月26日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利				支払い方法		
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期		終期	新更
1							田	2,998	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和18年3月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg
								1,389						
2						6筆	田	2,998	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和18年3月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg
								1,389						
3						6筆	田	2,007	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和18年3月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg
								1,938						
4						7筆	田	13,077	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和18年3月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg
								2,007						
5						6筆	田	11,571	使用貸借権	水田	令和8年4月1日	令和18年3月31日	更	-
								1,506						

農用地利用集積等促進計画書

令和7年12月26日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利				支払い方法			
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期		終期	新更	借賃
6							田	1,142	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年3月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
								1,773							
								317							
								1,435							
7					4筆	田	4,667	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年3月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
							1,142								
							1,773								
							317								
8					4筆	田	4,667	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
							2,130								
							1,786								
							1,697								
9					8筆	田	11,915	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
							2,130								
							1,786								
							1,697								
					8筆	田	11,915	使用賃借権							
							2,090								
							1,251								
							253								
					8筆	田	11,915	使用賃借権							
							2,090								
							1,251								
							253								
					8筆	田	11,915	作付け91.96a							
							2,130								
							1,786								
							1,697								
					8筆	田	11,915	作付け91.96a							
							2,130								
							1,786								
							1,697								
					8筆	田	11,915	使用賃借権							
							2,090								
							1,251								
							253								
					8筆	田	11,915	使用賃借権							
							2,090								
							1,251								
							253								
					8筆	田	11,915	作付け91.96a							
							2,130								
							1,786								
							1,697								
					8筆	田	11,915	作付け91.96a							
							2,130								
							1,786								
							1,697								
					8筆	田	11,915	使用賃借権							
							2,090								
							1,251								
							253								
					8筆	田	11,915	使用賃借権							
							2,090								
							1,251								
							253								

農用地利用集積等促進計画書

令和7年12月26日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利				支払い方法			
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期		終期	新更	借賃
10							田	1,451	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年3月31日	更	作付け 10aあたり 5,000円	毎年12月28日 までに口座振込
						2筆	田	774							
11								2,225	作付け16.99a 賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年3月31日	更	作付け 10aあたり 5,000円	毎年11月末日 までに口座振込
						2筆	田	1,451							
11件						54筆		89,414.00	作付け16.99a						